

1 議 会 構 成（議会局 議事課）

(1) 議 員 数

条例定数 48人

各選挙区において選挙すべき議員の数

堺 区	中 区	東 区	西 区	南 区	北 区	美原区
9人	7人	5人	8人	8人	9人	2人

(2) 会派別構成（令和6年5月20日現在）

会 派 名	議員数
大阪維新の会堺市議会議員団	18人
公 明 党 堺 市 議 団	11
自由民主党・市民クラブ	7
堺 創 志 会	5
日本共産党堺市議会議員団	5
会 派 に 属 さ な い 議 員	2



議 場

(3) 常 任 委 員 会（令和6年5月20日現在）

委 員 会 名	定数	所 管 事 項
総 務 財 政	人 8	・市長公室、ICTイノベーション推進室、泉北ニューデザイン推進室、総務局、財政局、会計管理者、議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、固定資産評価審査委員会の所管に属する事項 ・他の常任委員会の所管に属しない事項
市 民 人 権	8	・危機管理室、市民人権局、各区役所、消防局の所管に属する事項
健 康 福 祉	8	・健康福祉局、子ども青少年局の所管に属する事項
産 業 環 境	8	・文化観光局、環境局、産業振興局、農業委員会の所管に属する事項
建 設	8	・建築都市局、建設局、上下水道局の所管に属する事項
文 教	8	・教育委員会の所管に属する事項

(4) 議会運営委員会（令和6年5月20日現在）

定数	所 管 事 項
11人	・議会の運営に関する事項 ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 ・議長の諮問に関する事項

(5) 特 別 委 員 会（令和6年5月20日現在）

委 員 会 名	定数	設 置 目 的
孤独・孤立社会対策調査特別委員会	12	コロナ禍で、自殺、孤独死、引きこもり、ヤングケアラー、不登校等の孤独・孤立にまつわる課題が一層深刻になっていることから、地域、学校等における孤独・孤立や、産前産後、幼少期、就学期、若者から高齢者に至る人生の各ステージにおける孤独・孤立を解消し、市民の心豊かな社会を実現するための総合的な対策について調査審議する。＜令5.5.19設置＞
新たな危機に立ち向かうまちづくり調査特別委員会	12	気候変動や緊迫する国際情勢の中で、大規模な自然災害や、食糧、エネルギーなどの安全保障上の問題も含め、市民生活を脅かす様々な危機事象が発生していることから、市民の生命と安全を守る基礎自治体として何をなすべきか調査審議する。＜令5.5.19設置＞
人口減少対策調査特別委員会	12	こども家庭庁の発足を受け、持続可能な自治体運営の最大の脅威と言える人口減少問題に立ち向かうべく、人口誘導に資する子育て支援、産業振興、まちづくりとそれらの効果的な情報発信、ICTやAIの活用について調査審議する。＜令5.5.19設置＞
予算審査特別委員会	全議員	翌年度当初予算の審査（2月定例会で設置）
決算審査特別委員会	全議員	前年度決算の審査（8月定例会で設置）

2 議会活動状況（議会局 議事課）

(1) 本会議

① 開催状況（令和5年）

定例会			臨時会			合計		
開催回数 (回)	会期 (日)	案件数 (件)	開催回数 (回)	会期 (日)	案件数 (件)	開催回数 (回)	会期 (日)	案件数 (件)
4	105	229	1	1	33	5	106	262

② 議案等提出状況（令和5年）

単位：会期及び開催日数：日、その他：件

区分 会期別	会期	開催 日数	市長提出議案				議員 提出 議案	選挙 選任	監査 報告	請願	合計
			議案	報告	諮問	小計					
第1回定例会	36	5	45	4	－	49	10	－	15	－	74
第2回定例会	8	2	4	2	－	6	4	10	14	－	34
第3回臨時会	1	1	23	5	4	32	－	1	－	－	33
第4回定例会	38	5	33	8	－	41	12	－	4	1	58
第5回定例会	23	5	44	5	2	51	8	－	4	－	63
合計	106	18	149	24	6	179	34	11	37	1	262

③ 傍聴者数（令和5年）

単位：人

第1回定例会	第2回定例会	第3回臨時会	第4回定例会	第5回定例会	合計
30	4	14	77	38	163

(2) 委員会

① 開催状況（令和5年）

単位：日

常任委員会	総務	財政	6	特別委員会	予算審査	3
	市民	人権	7		予算分科会（延べ日数）	6
	健康	福祉	7		決算審査	3
	産業	環境	6		決算分科会（延べ日数）	6
	建設	建設	7		孤独・孤立社会対策調査	2
	文	教	7		新たな危機に立ち向かうまちづくり調査	1
合計			40		人口減少対策調査	1
議会運営委員会			18		合計	22

② 委員会別付議案件数（令和5年）

単位：件

委員会名	区 分	市 長 提 出 議 案			議員提出 議 案	請 願 ※1	陳 情 ※1
		一般議案	報 告	諮 問			
総 務 財 政		19	-	-	3	-	12
市 民 人 権		13	-	-	-	-	8
健 康 福 祉		21	-	-	-	-	25
産 業 環 境		16	1	-	-	-	10
建 設		24	4	-	-	-	24
文 教		7	1	-	-	-	30
議 会 運 営		-	-	-	31	-	7
予 算 審 査		13	-	-	-	-	-
決 算 審 査		9	-	-	-	-	-

※1 請願及び陳情は、項目ごとに所管委員会で審査するため、(3) 請願・陳情の受理件数と一致しない。

③ 傍聴者数（令和5年）

単位：人

委員会名		区 分		室内	音声	合計
常任委員会	総 務 財 政			8	2	10
	市 民 人 権			7	2	9
	健 康 福 祉			42	7	49
	産 業 環 境			8	0	8
	建 設			24	3	27
	文 教			31	10	41
	合 計			120	24	144
委員会名		区 分		室内	音声	合計
議 会 運 営 委 員 会				18		18
特別委員会	予 算 審 査			40	4	44
	（ 予 算 分 科 会 ）			(32)	(4)	(36)
	決 算 審 査			35	0	35
	（ 決 算 分 科 会 ）			(25)	(0)	(25)
	孤独・孤立社会対策調査			2	0	2
	新たな危機に立ち向かうまちづくり調査			0	0	0
	人口減少対策調査			0	0	0
	合 計			77	4	81

※予算・決算審査分科会は内数を示している。

(3) 請 願 ・ 陳 情

受 理 件 数（令和5年） 請願 1件 陳情 69件

3 議員報酬（議会局 政策総務課）（令和6年4月1日現在）

単位：円

議 会 議 長	月額 950,000	議 会 議 員	780,000
議 会 副 議 長	850,000	(参考) 市 長	1,190,000
議 会 運 営 委 員 長	※1 (810,000)	副 市 長	※2 【833,000】
議 会 運 営 副 委 員 長	※1 (800,000)		990,000
議 会 常 任 委 員 長	※1 (800,000)		※2 【841,500】
議 会 常 任 副 委 員 長	※1 (790,000)		
議 会 特 別 委 員 長	※1 (800,000)		
議 会 特 別 副 委 員 長	※1 (790,000)		

※1 令和5年6月1日～令和9年4月30の間は議会議員の報酬額とする（令和5年5月19日可決）

※2 市長等：【 】内の金額は、令和5年6月22日～令和9年6月8日の間（令和5年6月21日可決）

4 政務活動費（議会局 政策総務課）

地方自治法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会の会派又は議員に対して交付されるもの

交付対象	会派（1人の会派を含む） 又は 議員
交付金額	議員1人あたり月額 300,000円
交付方法	【会 派】 月額 300,000円× 当該会派の議員数 【議 員】 月額 300,000円 【会派及び議員】 一律額（会派分）× 当該会派の議員数 一律額（議員分） ※ 一律額（会派分）＋ 一律額（議員分）＝ 月額 300,000円 （一律額は会派ごとに定める） ・会派代表者又は議員は毎年度当初に議長を経由して市長に交付申請を行う （交付申請書・事業計画書・収支予算書） ・会派代表者又は議員は4月から6月、7月から9月、10月から12月及び1月から3月までの各期間の最初の月の5日（休日の場合はその直前の休日以外の日）までに請求 ・政務活動費は、4月から6月、7月から9月、10月から12月及び1月から3月までの各期間の最初の月の10日（休日の場合はその直前の休日以外の日）に交付
公開方法	議長に提出した収支報告書及び領収書等の写しは、提出期限の日から起算して60日を経過する日から、当該提出期限の日から起算して3年を経過する日まで、市政情報センターにて公開している。なお平成28年度分からホームページ上でも公開している。 (https://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/seimuchosa/seimukatsudouhi/internetopen/index.html)

5 議場及び議会関係諸室（議会局 政策総務課）

(1) 議 場

竣工年月日 平成16年2月27日 床 面 積 363.2㎡
 議 席 52席 理 事 者 席 36席
 傍 聴 席 80人収容 記 者 席 8席
 他に親子室、録音調整室あり

(2) 議会関係諸室

単位：㎡

室 名	面 積	室 名	面 積
委 員 会 室 (4室)	554.5	議 長 室	74.2
委 員 会 控 室	48.8	副 議 長 室	60.5
応 接 室 (8室)	286.7	議 会 運 営 委 員 会 室	106.0
議 会 図 書 室 (書庫含む)	168.7	議 員 控 室	549.8
議 会 会 議 室 (2室)	160.3	議 会 局	213.6

6 議会図書室（議会局 政策総務課）

蔵 書 冊 数

（令和5年度末現在）単位：冊

分 類 区 分	冊 数	分 類 区 分	冊 数	分 類 区 分	冊 数
総 記	640	自 然 科 学	471	言 語	106
哲 学	16	工 業	1,634	文 学	10
歴 史	853	産 業	783		
社 会 科 学	11,524	芸 術	123	合 計	16,160

令和5年度図書利用状況

○貸出者数 366 人 ○貸出冊数 601 冊

7 議会刊行物（議会局 議事課 政策総務課）

刊行物名	発行回数	配付先等
本会議会議録	定例会（4回） 臨時会（随時）	議員、理事者、図書館、市政情報センター等
委員会会議録 （常任・特別）	定例会ごと または委員会ごと	議員、理事者、図書館、市政情報センター等
市政概要	年 1 回	議員等
議会調査報	年 3 回	議員等
議員提要	随 時	議員等
議会先例集	議員改選期 1 回	議員等
ブックレビュー	年 3 回	議員等
新着図書案内	年 1 2 回	議員等

※市政概要、議会調査報、ブックレビュー、新着図書案内については、ペーパーレス化の観点から議会運営委員会（令和2年8月24日開催）の申し合わせにより、印刷を廃止。

8 市議会ホームページ（議会局 政策総務課）

平成11年10月から、市のホームページ上に市議会のページを開設している。

《主な掲載内容》（令和5年8月現在）

○議員名簿 ○会議情報 ○会議結果 ○傍聴
○請願・陳情 ○議会広報 ○市議会のあらまし ○情報公開 など

会議録検索システム

平成16年4月からインターネットで運用を開始した。会議録検索の内容は、平成3年以降の本会議、各常任委員会、各特別委員会、議会運営委員会（付託案件がある時のみ。主に陳情の審査分）を対象としている。

インターネット議会中継

平成23年2月から本会議のインターネット中継を開始し、平成25年8月からは常任委員会、特別委員会のインターネット中継を開始した。また、平成30年2月よりスマートフォン及びタブレット端末（iPhone、iPad、Android端末等）でも議会インターネット中継を視聴できるよう対応した。本会議・委員会等の生中継配信について、令和6年2月定例会からYouTubeを利用して実施。より多

くの市民が視聴しやすい環境を整備した。

中継内容は、生中継と録画中継の両方を行っている。録画中継の配信については、会期ごとに会期終了日から1年を経過した日までの配信としている。

令和5年度のインターネット中継へのアクセス件数は、本会議の生中継で60,122件、録画中継で158,296件、委員会の生中継で85,832件、録画中継で293,160件である。

9 議会改革の推進（議会局 議事課 政策総務課）

(1) 議会力向上会議の設置と運営

地方分権時代にふさわしい議会のあり方について協議し、議会機能の強化及び活性化を図るため、平成23年6月に議会力向上会議を設置した（原則公開 ただし、検討項目によっては非公開の場合あり）。

平成26年9月に、同会議を地方自治法第100条第12項の規定による会議とし、会議規則に規定した（招集権者は、座長である議会運営委員会委員長）。

議会力向上会議の構成

議会運営委員会の正副委員長を正副座長とし、各会派から2人（うち1人は議会運営委員会委員）、会派に属さない議員から1人選出する。座長または副座長が所属する会派については、より多様な意見を会議において反映できるようにするため、当該会派それぞれ2名の構成員については、議運委員に限らないものとする。また、就任委員は会派において1名でも可とする。

議会力向上会議の開催状況

平成23年6月23日の設置以降、72回の会議を開催している（令和6年8月現在）。

この他に、堺市議会基本条例策定のために、同会議に下部組織として、「議会基本条例策定のための作業部会」を設置（平成23年12月20日設置。設置目的完了により平成24年12月14日廃止。）し、11回の会議を開催、堺市議会基本条例の原案を策定した。

(2) 議会改革の実績

取組事項	内容	実施時期
本会議・委員会等における携帯端末機器等の使用	・使用基準を定め、議員全員、理事者（特別職のみ）が使用できることとした。 ・無線LANの導入により、理事者全員がパソコンを含む携帯端末機器等を使用できるよう使用基準を改正した。	・平成23年11月定例会 ・令和3年11月定例会
本会議での一問一答方式の導入	本会議の大綱質疑での質疑・質問方式について、「一括質疑質問・一括答弁方式」「一問一答方式」「1回目は一括、2回目以降は一問一答」のうちから選択できることとした。	平成24年8月定例会

(前頁の続き)

取組事項	内容	実施時期
議会報告会の開催	・第1部では議員から議会報告を行い、第2部では、議員との懇談として参加者と議員で意見交換を行っている。毎年度開催。 ・議会報告会により多くの方が参加しやすいよう、オンラインにより参加する方法を用意した。 ・市民にとってより身近な開かれた議会となるよう、初めての試みとして区役所で開催。	平成24年10月24日に第1回を試行開催 計14回開催 ・令和4年1月 ・令和6年11月
議会基本条例の制定	議会力向上会議において約2年かけて協議。条例案について意見聴取会を開催するとともに、郵送等での意見募集も行った。議員・議会の責務や市長との関係等の理念的部分と情報公開・住民参加への取組、議会の権能強化等の具体的改革メニューがミックスされているところが特徴。	平成25年4月1日
委員間討議の実施	委員会において、調査及び審査を充実させるため、必要に応じて実施。	平成25年5月定例会
請願・陳情者の意見陳述実施	請願・陳情者が希望する場合、請願・陳情を審査する委員会において事前に許可された場合、意見陳述を行うことができることとした。	平成25年5月定例会
議案質疑の充実	5・11月定例会において、議案質疑の充実を目的に、議案質疑に特化した場を設けた。	平成25年5月定例会
議案に対する賛否の公表	主な議案に対する会派等の賛否一覧を、市議会ホームページや広報紙で公表している。会派内で表決の対応が異なる場合、賛否少数側の議員名を公表している。	平成25年5月定例会
本会議・委員会等におけるインターネット中継の実施	・多様な議会広報手段の一環として、会議の生中継配信及び録画中継配信を行う。 ・本会議・委員会の生中継配信について、YouTubeを利用して実施することを決定し、より多くの市民が視聴しやすい環境を用意した。	・平成23年2月定例会（本会議） ・平成25年8月定例会（委員会） ・令和6年2月1日
政務活動費運用指針の見直し	市議会が定めた政務活動費に係る運用マニュアルについて、必要に応じて見直しし市議会ホームページで公開している。	適宜
代表質問の実施	2・8月定例会において、会派を代表して行う「代表質問」の場と「その他大綱質疑」の場を区別して設けた。代表質問では、予算（2月）・決算（8月）議案に限り総括的な質疑を行う。	平成29年2月定例会
議会基本条例の検証・見直し	検証の結果、議員の活動原則及び職務に関する規定を明確化し、また、災害発生時の議会の役割及び責務に関する規定を盛り込み、条例の一部改正を行った。	平成29年4月1日
政務活動費関係書類のインターネット公開	政務活動費の領収書等支払証拠書類等について、市議会ホームページにおいて公開している。	平成29年7月 平成28年度交付分から

(次頁へ続く)

(前頁の続き)

取組事項	内容	実施時期
議会業務継続計画（議会BCP）の策定及び議会災害対策会議の設置	・災害等の発生時に、議会が継続して担うべき役割及びこれに係る責務を定めた議会業務継続計画を策定した。 ・地方自治法第100条第12項に定める協議等の場として、堺市議会業務継続計画（BCP）に位置づける堺市議会災害対策会議を設置するため堺市議会会議規則の改正を行った。 ・対象災害に「本市域を対象として新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたとき」を加え、コロナ禍における議会の初動対応やオンラインを活用した対策会議の開催など所要の改正を行った。 ・新型コロナウイルス感染症が感染法上の位置づけが2類相当から5類感染症へ移行したことに伴い、新型コロナウイルス感染症への対応に限定していた内容から、緊急事態宣言が発令される感染症を対象とする改正を行った。	・平成30年4月 ・平成30年4月1日 ・令和3年2月 ・令和5年11月
議会BCP対応マニュアルの策定	・議会BCPに基づき、議会の初動対応や議会運営が行えるよう、議会・議員が具体的にどのような行動、対応を取るべきかマニュアルを策定した。 ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言発令時の対応、オンラインによる対策会議の開催、クラウドシステム及びビジネスチャットの運用開始に伴う情報伝達手段、安否確認方法などについて改正を行った。 ・新型コロナウイルス感染症が感染法上の位置づけが2類相当から5類感染症へ移行したことに伴い、新型コロナウイルス感染症への対応に限定していた内容から、緊急事態宣言が発令される感染症を対象とする改正を行った。	- 平成30年12月 - 令和4年8月 - 令和5年11月
予算・決算審査特別委員会の審査方法の見直し	委員会の分科会について、常任委員会単位の6分科会を2分科会に再編。委員は2分科会のどちらかの分科会に所属し、分科会は常任委員会の所管事項を1日の単位として3日連続で行う。	令和元年8月定例会
議会ICT化	・実施可能なものからペーパーレス化を実施 ・議会専用Wi-Fi環境の整備 ・情報共有型クラウドシステムの導入 ・執行部からの提供資料のペーパーレス化 ・ビジネスチャットの導入 ・議場システムの更新 ・AI即時反訳の導入 ・議案書のペーパーレス化 ・議会運営のペーパーレス化	・令和2年8月 ・令和3年10月 ・令和4年2月 ・令和4年2月 ・令和4年3月 ・令和5年2月 ・令和5年2月 ・令和5年11月 ・令和5年11月

(次頁へ続く)

取組事項	内容	実施時期
申請書等への押印の見直し	・ 請願・陳情業務に係る押印必要書類への押印を原則廃止 ・ 請願・陳情以外の押印必要書類への押印を原則廃止	令和2年11月 令和3年2月
委員会のオンライン出席	・ 新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から、オンラインを活用した方法により委員会に出席するために必要な規定及び手引きを整備した。 ・ 大規模な災害の発生や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令される感染症に罹患、育児・介護等を委員会へのオンライン出席の事由とするため、堺市議会委員会条例の改正を行った。	令和3年2月 ・ 令和6年4月1日
議員の請負状況の公表	地方自治法の改正に伴い、議員個人による当該地方公共団体に対する請負に関する規制が緩和されたことを受け、請負状況の透明性を確保するため規定を整備した。	令和6年4月1日
手続のオンライン化	・ 地方自治法の改正に伴い、議会に係る通知等の手続（発言通告書の提出や議事日程の配布等）について、オンラインによる手続を可能とするため規定を整備した。 ・ 政務活動費に係る各種提出書類について、電子データでの提出が可能な書類はオンラインでも提出を可能とするため規定を整備した。	・ 令和6年4月1日 ・ 令和6年4月1日
電子採決システムの導入	議場システムの更新により、本会議における起立採決及び記名投票による表決について、電子採決システムの運用を開始。	令和6年5月定例会

10 議会における都市宣言決議

「平和」と「暴力排除」都市宣言に関する決議

社会秩序を破壊する暴力は市民の敵であって、社会と家庭生活を暗くする最大の禍根である。特に、最近における暴力事犯一般の動向は、内容的に悪質化するばかりでなく、量的にも増加の一途をたどり、しかも犯罪非行の主体が低年齢層に移行する傾向にあつて、憂慮に堪えないものである。

この際、これらの表面化した暴力現象を排除することはもちろん、その原因を分析究明し、もって事犯の発生防止に努め、潜在する暴力意識の根絶を期し、真に暴力のない平和で明るい生活環境をうちたてることが急務である。そのためには、関係各機関団体の緊密な連携と市民大衆の協力を得て、速やかに暴力否定の市民態勢を樹立し、平和で安定した市民生活の擁護を強力に推進すべきである。

よって、本市議会はここに堺市を「平和」と「暴力排除」都市とすることを宣言する。

昭和51年12月23日

人権擁護都市宣言に関する決議

人は、すべて生まれながらに自由であり、人間として尊ばれ、人間として生きる権利を有している。

私たちは、過去幾多の試練を経て、基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとに、真に平和で民主的な社会の建設をめざしてきた。また、私たち堺市民は、先に総調和を理念とする市民憲章を制定し、勤労を愛し、教育に力を注ぎ、相互扶助と社会秩序を尊重し、市民共同の差別のない、豊かな都市づくりをめざしてきた。

しかし、現実の社会は、人間疎外と社会意識や道徳心の欠如を生み、特に、日本国憲法にうたわれた思想・信条・性別・社会的身分等における人間皆平等が軽視されがちであるばかりか、部落差別などにみられる人権侵害の事象もあとを絶たない。

市民とともに希求した国際人権規約の条約批准を契機に、改めて基本的人権の尊厳を認識し、人間平等の社会的基盤の確立をめざして、市民すべてのためまい努力を行うことを確認し、ここに本市を「人権擁護都市」とすることを宣言する。

昭和55年5月31日

非核平和都市宣言に関する決議

いま、世界は核保有国のはてしない核軍拡競争の中で、人類の生存そのものが脅やかされている。

私たちは世界ではじめて原爆の洗礼をうけた国民として再び「広島」「長崎」の惨禍を繰り返させてはならない責任を負っている。本市もかつての戦争で空襲による大被害をうけ焦土と化したのが、もし今日、戦争が起これば一瞬のうちに潰滅するであろう。

今こそ、私たちは平和憲法と市民の平和で安全な生活を守るため、世界の人びとと手をつなぎ、核兵器の完全禁止を強く訴えとともに非核三原則の堅持を政府に約束させ、将来にわたっていかなる核兵器、核関連部隊も本市内及びその周辺に配備、貯蔵を許さず、また通過航行も認めるべきではない。

私たちは平和な社会の実現を願う全市民の声に耳を傾け、すべての核兵器が廃絶されるまで行動することを確認し、ここに本市を「非核平和都市」とすることを宣言する。

昭和58年3月25日

世界不戦への平和都市宣言に関する決議

欧州中距離核戦力（INF）制限交渉の中断、戦略兵器削減交渉（START）の無期限の休会、そして米ソ間の中距離ミサイルの新たな配備競争などにみられるごとく核戦争すなわち地球滅亡の危機は日一日と高まっているといっても過言ではない。

私たち恒久平和を希求する世界すべての人たちは、イデオロギーの相違や国家体制の壁を乗り越えて、世界不戦への意思を結集することが必要である。

核時代における人類生存の道は、あらゆる戦争の否定と不戦の心であることを銘記し、私たちはここに堺市を「世界不戦への平和都市」とする旨を宣言する。

昭和59年3月29日

水辺環境を美しくする都市宣言に関する決議

都市がいきいきとした魅力あふれる生活空間となるためには、都市活動を支える機能面の整備だけではなく、市民が生活の中で「ゆとり」や「うるおい」を感じることができる快適性を備えることが必要である。

本市には、臨海部における海辺、大和川をはじめとした河川や数多くのため池、さらに中世の環濠都市のなごりとどめる内川や旧堺港などの水辺空間が存在している。

これらの海、河川、ため池を親水性のある空間として実現するためには、良好な水質の確保などの環境保全に努めるとともに、市民が「やすらぎ」と「うるおい」を感じられる空間として整備することが求められる。

よって、本市議会は、水に親しめる市民の憩いの場として水辺空間を創出するため、本市を「水辺環境を美しくする都市」とすることを宣言する。

平成3年12月24日

福祉都市宣言に関する決議

日本国憲法及び世界人権宣言に明示されている基本的人権の理念に基づき、高齢者や障害者などすべての人々が、家庭や社会の大切な構成員として尊重されることは市民の願いである。

よって、堺市議会は、誰もが生きがいに満ちた生活を送るためには、国、府、市が一体となって様々な施策の拡充をはかるとともに、すべての市民が価値観の違いを越えて互敬互助の心を養い、社会的努力を行うことが、豊かな福祉社会を創造することであるとの認識のもとに、ここに本市を「福祉都市」とすることを宣言する。

平成4年6月24日

自治体環境宣言

さわやかな大気、清らかな水、豊かな緑など、自然は生きとし生けるものの母胎であり、人間と動植物に生存基盤を与えるのみならず、地球に住むものに調和をもたらすものである。

しかし、大気汚染、水の汚濁、緑の枯渇などの自然環境の破壊は今や地域から地球規模に拡大し、人類の生存基盤が危うくなりかねない事態を迎えている。

我々は、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知の証として自然との共存のもとに、調和のとれた人間環境をつくりあげていく。

健全な自然環境が人間の営みと不可分なものであることを深く認識し、これまでの資源・エネルギー多消費社会を見直し、次世代をはじめ後世に禍根を残さない、リサイクル社会の形成をめざす。

我々は、地球の一市民として、住民、企業、自治体が一体となり、地球環境の保全と環境にやさしい町づくり、地域づくりに取り組むことを、ここに宣言する。

平成5年9月22日

健康都市宣言に関する決議

今日、経済の成長、交通・情報通信システムの整備などさまざまな分野における進展にともなって、私たちの生活水準は向上し、物質的には豊かで便利になった。

しかしながら、地球温暖化や水質・大気汚染などの環境問題、新たな感染症等の出現など、私たちの健康をおびやかす問題も生じている。

また、かつて経験したことがない少子高齢社会を迎え、人々が生き生きと過ごすためには、心身ともに健康であることが市民全体の願いとなっている。

よって、私たちは、市民一人ひとりが生涯にわたり、心とからだの健康づくりに努め、人権が尊重され健やかで生きがいのある日々を過ごし、郷土として誇れるわがまち堺を築くことを誓い、ここに本市を「健康都市・堺」とすることを宣言する。

平成10年3月25日

堺・クールシティ宣言に関する決議

健全で恵み豊かな環境は、地球の永い歴史の中で育まれてきたものであり、将来の世代とも等しく共有すべきものである。

しかしながら、我われ人類は、豊かさを追求した２０世紀において、大量の温室効果ガスを排出した結果、現在の深刻な地球温暖化を招くこととなった。

本市は、かつて高度成長期における公害問題という苦い歴史を有しており、今こそ、この経験を活かし、国際社会の一員として、英知を結集して地球温暖化問題の解決に取り組まなければならない。

温室効果ガスの大幅な削減など、先駆的な取組に挑戦する都市となった今、私たちは、化石燃料に過度に依存した２０世紀型の産業や都市、市民生活のあり方と決別し、新たな２１世紀型の豊かな社会を築いていくため、先導的な自治体として、市民、企業、大学等研究機関と連携して以下の取組に挑戦することを宣言する。

- １ 徹底した省エネルギー対策と太陽光・バイオマスなど多種多様なエネルギーの活用等により、環境保全と経済成長が両立した産業構造へ転換する
- １ 都市機能が効率的に集積し、公共交通と自転車を中心とした公共交通ネットワークを形成することにより、エネルギー消費の少ない都市構造へ変革する
- １ 自然と共生し、ヒートアイランドを抑制するため、南部丘陵など市域に現存する豊富な自然環境の保全と花・緑や水辺を活用したまちづくりの推進を通じて堺独自の環境文化を創造する

平成21年3月30日